

港湾管理者財務のアカウンタビリティ

- 斉藤提言への具体的対応 -

斉藤は「港湾の効率的な経営に関する研究」(運輸政策研究Vol.5 No.2)において、港湾の経営状況を企業会計方式を用いて整理する有用性を説き、港湾管理者の財務上の問題点を把握して、港湾の財務体質、競争力の強化に向けた提言を行っている。しかしながら、我が国の港湾管理者の実態を見ると、直ちに企業会計方式を適用することは困難と考えられる。本討議では既存データを活用することによる現実的な財務状況の把握とアカウンタビリティへの対応を提案する。

キーワード | 港湾管理, 財務, アカウンタビリティ

山根隆行

YAMANE, Takayuki

国土交通省総合政策局参事官

1 はじめに

運輸政策研究Vol.5 No.2の「港湾の効率的な経営に関する研究」で斉藤が述べている港湾管理者財務への問題提起及び提言は、今後の我が国の港湾行政を考察する上で避けて通れない重要な課題を指摘していると思われ貴重な論文と考える。しかしながら、「今後の課題」として斉藤自らも指摘しているように、港湾管理者財務に企業会計方式を導入するにあたっての「最大の障害がデータの内容の問題」と言うこともまた事実である。

港湾管理者の現状も踏まえ、既存データを活用しつつ斉藤の指摘した課題に対応する現実的なアプローチ方法について提案を試みたい。

2 港湾管理者の現状

斉藤も指摘しているように港湾管理者の会計は「単式簿記で整理され、その損益状況や資産などのストック状況が掴めない」というのは確かである。我が国の港湾管理者は地方公共団体を母胎として組織されている場合が大半で、港湾法が期待した独立した財政基盤を有する管理組織ではなく、多くは何々県土木部港湾課が港湾管理者としての行政を担当しているのが実態である。そのため、組織全体の財務を企業会計方式で経理しようとの気運がなければ港湾部門だけを抜き出して企業

会計方式を導入することは実務的には困難と言わざるを得ない。

複式簿記の企業会計方式は、港湾活動全体を企業活動と捉え、港湾全体を投資の対象として考える企業家にとって必要不可欠な情報提供方式と言える。しかし、我が国の場合、港湾全体を投資対象として見るよりは港湾内の一部施設を含む開発プロジェクト(例えばコンテナターミナルの整備と運営等)を単位として投資対象と捉えることの方が多し。従って、港湾管理者にとって管理する港湾全体の財務状況を企業会計方式を用いて整理をする必要性は乏しい。むしろ港湾内で企画されるプロジェクトにおいて、企業家に対し港湾管理者(あるいは地方公共団体)として、資金や制度面などでの関与の仕方を明示的に説明することの方が重要となる。

港湾全体を捉え、敢えて企業会計方式を導入しようと試みると、実務的には過去に整備した施設の資産額推計が困難となり、各種仮定を設けて推計したとしても、得られた値が財務の健全性の判断に耐えられる精度になるとは限らない。そうした意味で斉藤が今後の課題として指摘・提言した「企業会計方式による財務状況の整理・公表」「財務諸表の作成基準の統一」などへの対応は、現実的には「労多くして益少なし」となることが懸念される。

3 アカウンタビリティ向上への対応

また斉藤は、「住民が行政財産でもある港湾の経営状態を把握できる程度の十分な財務情報を公開することは不可欠である」との指摘もしている。この点については、住民対象のアカウンタビリティの為のみならず、県全体の財政状況を把握している財政部局担当者と港湾部局担当者とが港湾の整備、管理、運営について検討を加えと言った場面においても必要不可欠な情報と言える。

ただし、その際の情報整理は必ずしも企業会計方式によらなくとも議会などへ予算説明する際に通常作成している既存資料を活用し、分り易く再整理することにより対応は十分可能であると考えられる。

4 アカウンタビリティへの基本的なアプローチ

我が国の港湾整備は基本的には公共事業と起債事業とで進められている。港湾管理者側の財務から見たときは、公共事業としての補助金などは金利0の資金と見なせる。公共事業に対する管理者(地方公共団体)負担分を賄う為の起債も含め、港湾整備に関して発行した起債を港湾の利活用による収入で償還可能か否かが管理者財務の健全さを見極める一つの判断要件となる。

ここで、「当該年度の港湾利用からの収入額 i 」「当該年度の補助金あるいは一般財源からの助成など金利0の資金合計 p 」「当該年度の港湾整備に要する新規発行起債額 b 」「当該年度までの港湾投資に要した起債の未償還累計額 T 」に対する当該年度の償還額の内の元本分 A 、利息分 R 」「当該年度の港湾への投資額 c 」「当該年度の港湾維持管理費 m 」「港湾として売却処分可能な土地等の資産の累計時価総額 F 」とすれば、港湾管理者財務の健全性は基本的に次のように説明出来ると考える。

当該年度で資金不足を生じない旨の説明

・「 $(i+p+b)-(A+R+c+m)>0$ 」であること

当該年度で債務超過に陥っていない旨の説明

・「 $i>A+R+m$ 」であること

あるいは、少なくとも

・「 $i>(R+m)$ かつ $F>T$ 」であること

将来においても債務超過に陥らない旨の説明

・「将来の $i>$ 将来の $(A+R+m)$ 」であることの見通し

あるいは、少なくとも

・「将来の $i>$ 将来の $(R+m)$ かつ将来の $F>$ 将来の T 」

であることの見通し

5 おわりに

港湾ごとの実状により「 i 」に含めるべき事項として直接港湾利用による収入以外の収入、例えば港湾内からの固定資産税や港湾内に立地している企業からの事業所税あるいは地方交付税など、港湾に由来する他の収入を何処まで考慮するかはそれぞれの港湾の成り立ちや経緯及び管理者の政策により違いがあろう。また、複数の港湾を管理している場合においては各港湾ごとではなく管理する港湾群として纏めて経理する場合も生じると考えられる。

ただ、何れの場合にあっても、必ずしも斉藤が指摘しているような企業会計方式によらなくとも、先ずは既存データを活用してのアカウンタビリティは可能と考える。

また、港湾管理者自らが企業会計方式にかかわらずこうしたデータ整理をすることは、港湾振興策等によって獲得すべき i の目標額、確保すべき p の意義、 c や m の縮減の具体的目標値、保有資産の現在価格 F 、起債時の具体的資金条件などと言った港湾経営に必要な情報を港湾管理者自身が明確に意識することにもなり、少なくとも斉藤の研究目的である「港湾の効率的な経営」に資する効果は期待できよう。

(原稿受付 2002年12月6日)